

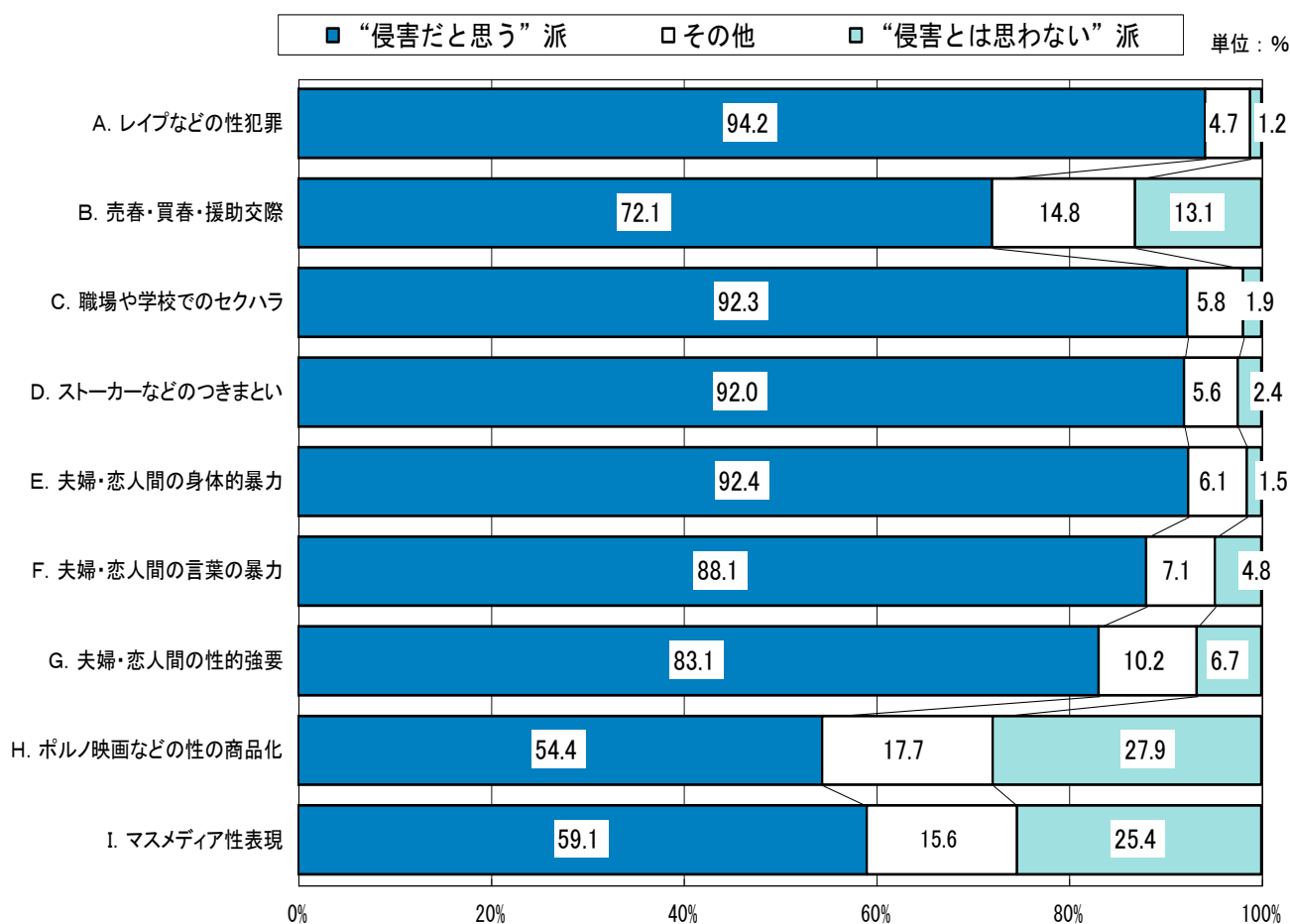
### 第3章 基本計画

#### 基本課題Ⅰ 人権（女性の人権及び性を尊重する）

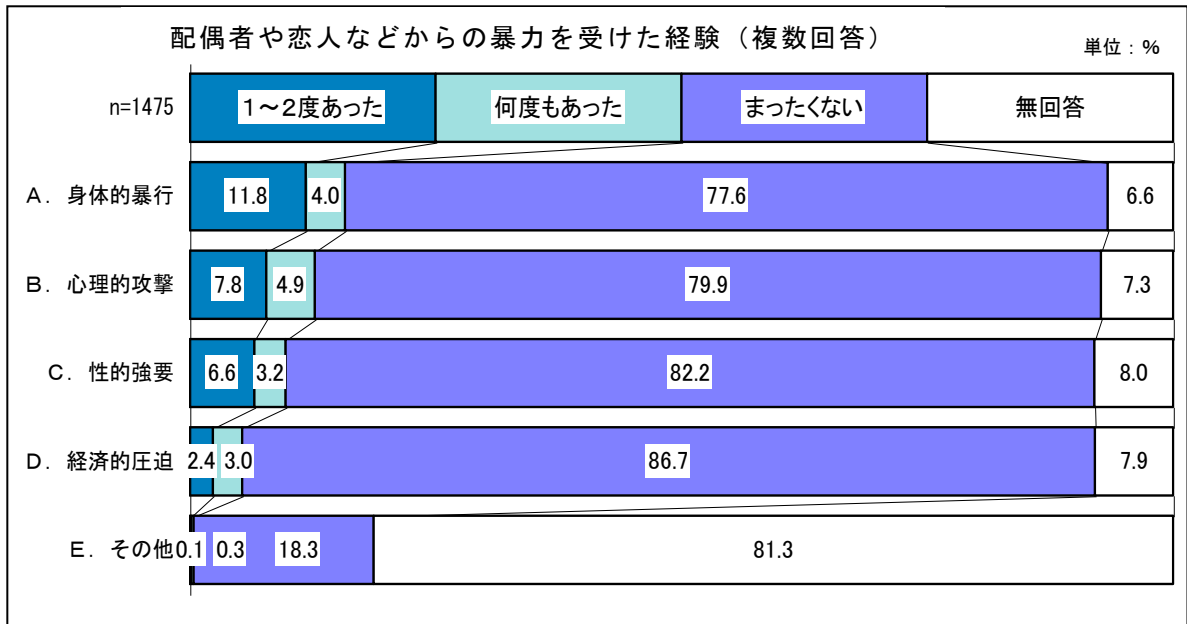
##### 目標1 男女の人権を尊重するための環境づくり

【現状と課題】ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、デートDV、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）、ストーカー行為、性犯罪、売買春、人身取引等の女性に対する暴力は、潜在しがちな問題ですが、人権を著しく侵害するものです。また、これらの暴力は、子どもが被害者となる場合があります。平成21年度の市民意識調査では、女性に対する暴力が人権侵害であるという意識が広がっていますが、一部そうでない回答もみられます。また、回答者の15.8%が配偶者等からの身体的な暴力を受けた経験があると答えています。身体的暴力の被害経験の世代別では、40歳代が20.4%と最も多く、20歳代でも15.6%が暴力を受けたことがあるとしており、その半数以上が被害について相談しなかったと回答しています。相談窓口等の周知や、暴力防止に関する啓発に継続的に取り組む必要があります。

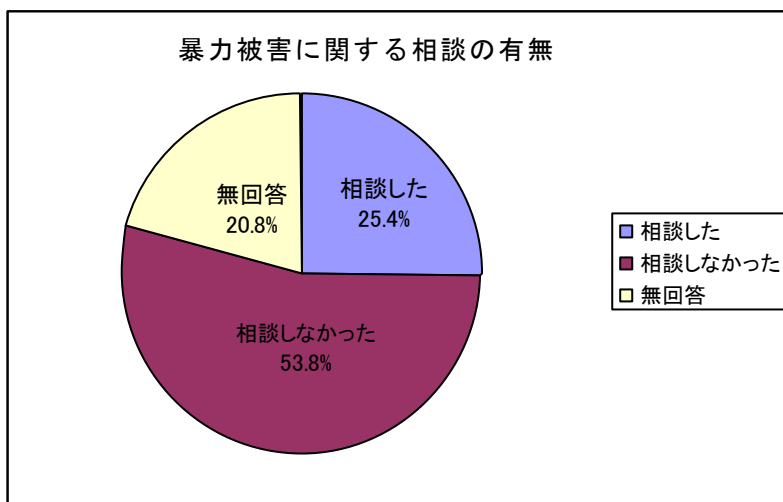
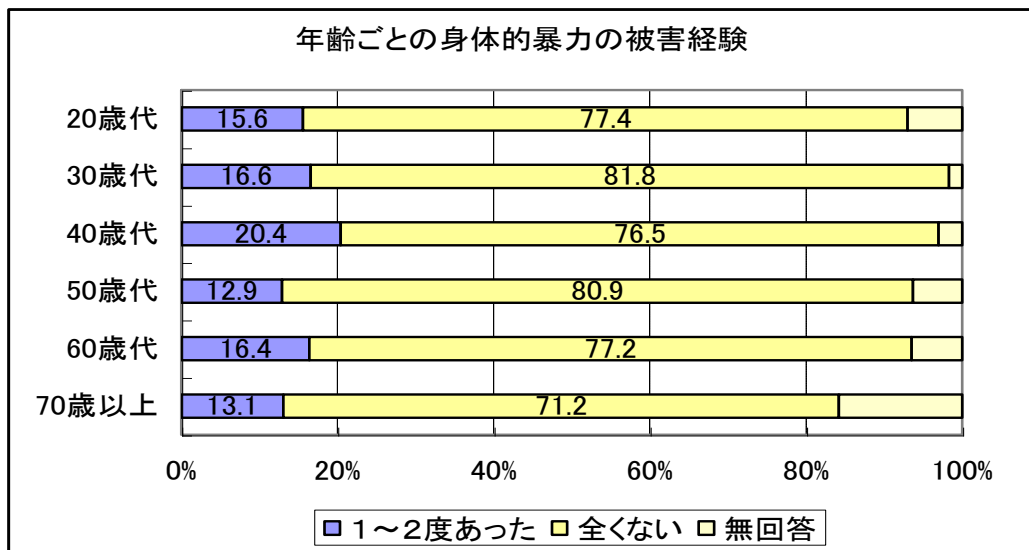
##### 問 女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことですか



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度



- A. 「身体的暴行」＝なぐったり、けったり、物を投げつけるなど身体に対する暴力を受けた。  
 B. 「心理的攻撃」＝人格を否定するような暴言や交友関係の細かい監視などの精神的な嫌がらせ、または、自分や家族に危害が加えるような脅迫を受けた。  
 C. 「性的強要」＝嫌がっているのに性的行為を強要された。  
 D. 「経済的圧迫」＝生活費を渡さないなど、経済的負担を強いられた。



女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担や経済力の格差、男性が優位となりやすいなどの社会構造に根ざしたものであり、社会問題として把握し対処しなければなりません。暴力は人権侵害であり、その対象の性別、間柄、公的・私的領域を問わず、決して許されることではありません。国際社会においても、女性に関わる問題・女性への暴力など、世界の女性がおかれている状況を知り、その地位向上のため支援していくことは、男女平等を推進する上でとても重要です。

また、メディアからの情報が行動や意識に与える影響は大きく、その情報の中には、女性や子どもの性の商品化、性・暴力表現や、性別役割分担意識に基づく表現等が少なくありません。メディアにおける女性の人権の尊重を推進していく必要があります。そのためには、メディア・リテラシーの育成も不可欠です。

男女の人権を尊重するためには、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、多様な生き方の尊重や心の健康支援、男女共同参画への理解を深めることが大切です。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親しい関係にある相手から受ける暴力等をさして言います。身体的な暴力だけでなく、配偶者の行動を制限するとか暴言を吐くなどの行為も暴力にあたります。これらを防止するために、平成13年4月に「配偶者暴力防止法（DV防止法）」が制定され、平成16年、19年に法改正されています。

また、最近では交際相手など親しい間柄（結婚していない関係）における暴力（デートDV）が発生しており、若年層に向けた暴力の防止啓発が必要となっています。

### セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、人目にふれる場所へのわいせつな写真などの掲示なども含まれます。

### メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

施策	具体的な施策	担当課
(1) 女性に対するあらゆる暴力の排除	<p>①相談体制の充実</p> <p>女性に対するあらゆる暴力を排除するため、暴力の被害を受けた女性が安心して相談できる窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。</p> <p>また、男性の相談窓口についての情報発信を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>法律相談 人権相談</li> <li>女性のこころと生き方相談</li> <li>母子自立支援相談</li> </ul> </li> <li>・相談員の知識・対応技術の向上</li> <li>・関係課・関係機関との連携強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>警察 病院</li> <li>配偶者暴力相談支援センター</li> <li>民間グループ</li> </ul> </li> <li>・DV防止ネットワークの充実</li> </ul>	<p>秘書広報課</p> <p>男女共同参画室</p> <p>児童育成課</p> <p>関係部署</p> <p>関係部署</p> <p>男女共同参画室・関係部署</p>

<p>(2) メディアにおける女性の人権の尊重</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV加害者の相談に関する情報収集</li> <li>・ 広報等による情報提供</li> <li>・ 職員のセクハラに関する相談しやすい窓口の整備</li> </ul> <p>② DV被害者への支援</p> <p>被害を受けた女性の緊急一時保護や自立へ向けて、関係機関との連携のもとに支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護事業の充実 緊急避難支援及び緊急一時保護</li> </ul> <p style="text-align: center;">民間一時保護施設への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護施設等との連携</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者の自立支援 就業相談等</li> </ul> <p style="text-align: center;">被害者の子どもの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者の心の相談支援</li> </ul> <p>③ 人権尊重と女性への暴力防止に関する広報、啓発</p> <p>女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのため、暴力の実態を把握するとともに、広報、意識啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シンポジウム、情報紙等による啓発</li> <li>・ 女性への暴力をなくす運動期間における啓発活動の継続</li> <li>・ 暴力に関する意識調査</li> </ul> <p>④ 被害者支援のための情報収集・研究</p> <p>国、県、他市、関係機関における取り組みや課題などの情報を収集し、被害者支援や予防啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV全国会議等への参加、DV防止マニュアルの検討</li> <li>・ 若年層への予防啓発、相談窓口の周知</li> </ul> <p>① 広報・出版物等における表現の見直し</p> <p>市の広報・出版物等において性別役割分担意識に基づく表現を使用していないか見直します。</p>	<p>男女共同参画室・ 秘書広報課 関係部署 人事課</p> <p>児童育成課・ 男女共同参画室・ 福祉活動推進課・ 関係部署 男女共同参画室 児童育成課・ 生活支援課・ 男女共同参画室</p> <p>児童育成課・ 男女共同参画室 ・生活支援課 児童育成課・ 男女共同参画室 保健予防課</p> <p>男女共同参画室 男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室</p> <p>学校保健課・ 教育研究所・ 男女共同参画室</p>
-----------------------------	--	---

<p>(3) 国際社会における男女平等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報・出版物等における男女平等の視点に立った表現の使用</li> <li>・ ガイドラインの作成と活用</li> </ul> <p>②メディア・リテラシーの育成 メディアから提供される情報を男女平等の視点から判断する力をつけるためにメディア・リテラシー向上のための学習機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メディア・リテラシー向上のための学習機会の充実</li> </ul> <p>①諸外国の女性に関わる問題の情報収集及び提供 諸外国の女性に関わる問題やその取組・支援策について情報を収集・提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の収集及び提供</li> </ul> <p>②市内の在住外国人に対する支援 日本人との婚姻や就労により来日した外国人女性に対し、生活情報の提供、離婚問題・配偶者の扶養義務拒否等に関するアドバイスや相談窓口の紹介をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人のための相談窓口の充実</li> </ul>	<p>秘書広報課・関係部署 男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室</p> <p>協働推進課</p>
<p>(4) 人権の尊重と心の健康支援</p>	<p>①あらゆる人の心の健康支援 固定的性別役割分担意識がもたらす悩みを軽減し、心身の健康を維持するための支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悩みをかかえる人のための相談窓口の紹介・情報提供</li> <li>・ 自殺予防対策のための情報共有化の充実</li> <li>・ 自殺予防のための啓発事業の実施</li> </ul> <p>②性別に関わる悩みを持つ人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口等の情報発信</li> <li>・ 性別等の悩みに関する情報の収集</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力を受けたり、聞いたらすぐに身近なところへ相談を</li> <li>・ メディアチェックをしてみましょう</li> </ul> </div>	<p>男女共同参画室・福祉活動推進課・関係部署 保健福祉総務課・保健予防課・関係部署 保健福祉総務課・保健予防課・関係部署</p> <p>男女共同参画室・関係部署 男女共同参画室・関係部署</p>